

公衆浴場、旅館・ホテルの営業者の皆様へ

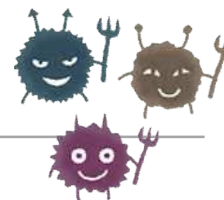
尼崎市浴場業に関する条例が改正されました

令和7年4月1日施行

概要

厚生労働省が定める「公衆浴場における水質基準等に関する指針」が一部改正され、尼崎市浴場業に関する条例に規定する水質基準のうち、浴槽水の検査項目として定める「大腸菌群」を「**大腸菌**」に改め、令和7年4月1日より施行いたします。

浴槽水の水質基準



改正前	改正後	基準
大腸菌群	大腸菌	1 mLにつき 1 個以下

営業者の必要な取組

1. 水質の自主検査を1年に1回以上実施してください。
2. 検査結果の記録は3年以上保管してください。



水質基準

検査項目	浴槽水	浴用の水※ (水道水以外を使用する場合)
色 度	—	5度以下
濁 度	5度以下	2度以下
水素イオン指数(pH)	—	5.8から8.6
全有機炭素(TOC)の量	8 mg/L以下	3 mg/L以下
大腸菌	1 mL/個以下	検出されないこと
レジオネラ属菌	検出されないこと	検出されないこと

※給水栓等から供給される水及び湯

【問合せ先】

尼崎市保健所生活衛生課 電話：06-4869-3017